

中小企業技術革新制度(日本版SBIR制度)の見直しについて

※Small Business Innovation Research

資料 4

日本版SBIR制度は、中小企業等(ベンチャー、研究者含む)向け研究開発助成制度の量的拡大を図る観点では一定の成果をあげてきたが、**中小企業による「イノベーション創出」をより重視し、省庁間連携を強化した制度にシフト。**

- 日本版SBIR制度は、中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者等に対して①研究開発に関する補助金・委託費等の支出機会の増大を図るとともに、②その成果の事業化を支援する制度 (1999年～)。
- これまで、のべ116,000社、1.5兆円の規模で中小企業を支援。 (参加省庁：総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省)

課題1. 各省の取り組みの「実効性」の課題

- 支出目標及び予算執行ルールを年度ごとに閣議決定しているが、イノベーション創出のための省庁横断の取り組みとしては不十分。

課題2. 支出目標の「量・バランス」の課題

- 現状の支出目標は、年度ごとの各省予算の自主的な「積み上げ」であり、支出額の予見可能性が低い。
- イノベーションの多様性を踏まえると、各省庁の幅広い事業分野で取り組むことが重要。現状はバランスに偏り。

課題3. 支援策の「質」の課題

- イノベーションの不確実性を踏まえると、初期段階(F/S、PoC)の支援件数を増やし、芽が出た者を段階的に選抜し一貫して支援することが重要。現状は初期段階の支援、一貫した支援が手薄。

3つの柱で政策を抜本強化

内閣府の司令塔機能によりSBIR制度の実効性を向上

- イノベーション政策としての位置づけを明確化。
(制度の根拠規定を科技イノベ活性化法(内閣府)へ移管)
- 内閣府を中心として省庁横断の取り組みを強化。

中小企業等向け支出目標の量・バランスを確保

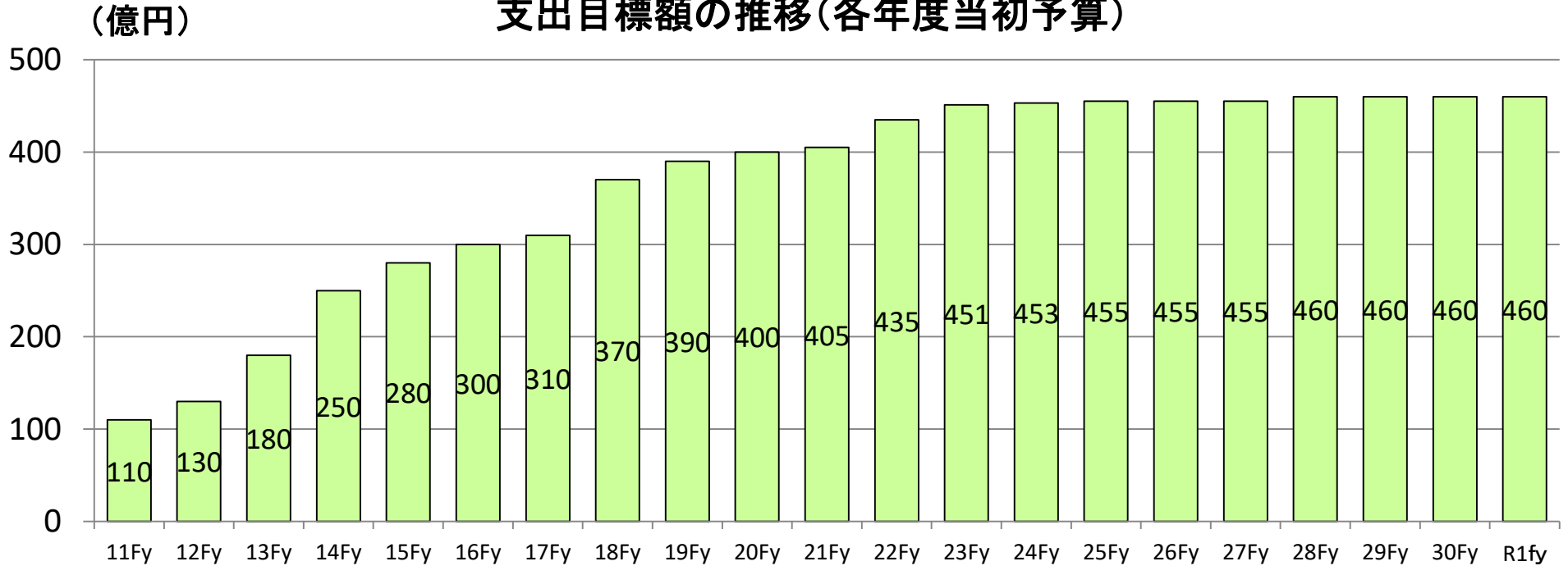
- 積み上げ方式による支出目標設定から、各省の研究開発予算の一定割合方式へ。

支援策の質を確保

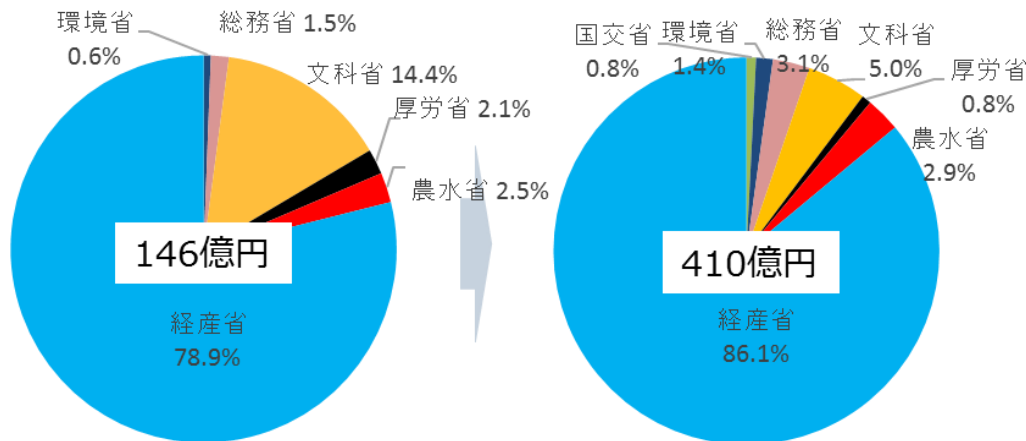
- 対象予算を指定して各省の予算執行ルールを統一化(対象を中小企業等に特化、多段階選抜、適切な課題設定等)。
- 政府調達による初期需要の創出(入札資格の特例、随意契約制度の活用等)。

中小企業等向け支出目標の伸び悩みと対象分野の偏り (参考)

支出目標額の推移(各年度当初予算)



各省別支出割合 (2000年→2016年)



参考 米国の場合(2016年)

